

宮古市小規模修繕契約希望者の登録申請について

～ 令和6・7・8年度の **新規（更新）** 登録について ～

この制度は、「小規模修繕契約希望者」として市に登録することで、建設工事や物品購入等の競争入札参加資格を有しない事業者でも、市が小規模な修繕など（50万円未満）を行う際に受注できるよう、その受注機会を拡大しようとするものです。

今回は3年ごとの **新規（更新）** の名簿登録の申請となります。令和5年度まで名簿に登録されていた方でも、今回は**新たな申請**が必要です。

令和6・7・8年度にかかる名簿への登録を希望する方は、下記により申請書類を提出して下さい。

1. 登録できる方

次の①と②の両方に該当する方です。

- ① 宮古市内に主たる事業所（本社・本店）を置いている事業者
- ② 「市営建設工事競争入札参加資格者名簿」または「物品購入等指名競争入札参加資格者名簿」に記載または申請をしていない方

ただし、次の(1)から(5)のいずれかに該当する方は登録できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない方
- (2) 登録を希望する業種（別表）に必要な資格、許認可を受けていない方
- (3) 納付すべき市税を納めていない方
- (4) 暴力団等に関係するなど、市との契約の相手方として不適当と認められる方
- (5) 「宮古市指定給水装置工事事業者」または「宮古市排水設備指定工事店」の指定を受けている方

2. 今回の登録の有効期間（3年間）

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 提出期間等

提出期間 令和6年2月15日(木)～令和6年3月15日(金)（土・日・祝日を除く）※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

提出方法 持参又は郵送

提出先 市役所契約管財課（本庁舎3階）

申請書等 申請書（様式第1号）等の書類は市役所契約管財課で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。

4. 法令の遵守

市の発注業務に限らず、登録者が行う事業において独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反するなどの不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消すことがあります。

5. 提出書類

○は必ず提出、△は該当の方が提出

No.	提出書類	提出対象		概要
		個人の方	法人の方	
1	提出書類チェック表 (別添様式)	○	○	別添様式に記載して下さい
2	小規模修繕契約希望者登録申請書 (別添様式)	○	○	別添様式に記載・押印して下さい
3	登録希望業種の「資格証」「許可書」等の写し	△	△	「資格証」「許可書」をお持ちの場合は、写し(コピー)を添付して下さい
4	商業登記簿謄本(写し)		○	本店の所在地を管轄する法務局が発行します。
5	身分証明書	○		■市役所総合窓口課、総合事務所、出張所で発行します
6	代表者の印鑑証明書	○	○	■法人：本店の所在地を管轄する法務局が発行します。 ■個人：市役所総合窓口課、総合事務所、出張所で発行します。
7	市税納税証明書	○	○	■市役所総合窓口課、総合事務所、出張所、税務課で発行します ■令和5年度分 ■次のうち、納税義務のある税目 個人：市県民税、固定資産税、国民健康保険税 法人：法人市民税、固定資産税
8	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 (別添様式)	○	○	別添様式に記載して下さい

※1 法人登記簿謄本の写し、各証明書については、令和6年1月1日以降に発行されたもの(ただし、市税納税証明書については、令和6年1月20日以降に発行された令和5年度のもの)であること。

※2 身分証明書は、本籍地が宮古市の場合、市役所総合窓口課、出張所等で発行されます。本籍地が宮古市でない場合は、本籍地の市区町村にお問い合わせ願います。

6. 登録後の受注等手続き

○ 市が小規模な50万円未満の修繕工事を発注する際(すべての小規模修繕工事が対象となるわけではありません)は、市の担当課から複数の登録者の方に見積を依頼したうえで、最低価格を提示した方と契約することとなります。

なお、見積の依頼をされても辞退することは自由であり、辞退しても不利益を被るものではありません。

○ 代金は、完成後の検査に合格した後に、請求書をいただいて支払います。前払金、中間払金はありません。

7. その他

- その他登録申請については「宮古市小規模修繕契約希望者登録要領」によります。
- 本名簿は3年ごとに更新となります。
 今回登録された方でも、令和9年度以降の登録（3年後）については、また、新たな登録申請が必要となります。
 （その際は広報、市ホームページでお知らせします。）

問い合わせ先・提出先 宮古市役所 総務部 契約管財課（宮古市役所3階）
 電話 68-9070（直通）
 （〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号）

（別表） 修繕業種の分類表

区分	番号及び修繕業種
建築関係 1 から 10	1. 大工 2. 左官、タイル 3. 屋根、板金 4. サッシ、木製建具 5. 木工、家具 6. 塗装 7. 室内装飾 10. その他 ※その他で登録する場合は工種又は工事名を具体的に記載してください。
土木関係 21 から 30	21. 土工、コンクリート、基礎 22. 鉄筋 30. その他 ※その他で登録する場合は工種又は工事名を具体的に記載してください。
設備関係 41 から 50	41. 電気設備 42. 給排水衛生設備、浄化槽 ※「宮古市指定給水装置工事事業者」及び「宮古市排水設備指定工事店」の指定を受けている場合は登録できません。 また、指定店しか施工できない修繕を行った場合、登録を取り消す場合があります。 50. その他 ※その他で登録する場合は工種又は工事名を具体的に記載してください。
その他 60	60. その他 ※その他で登録する場合は工種又は工事名を具体的に記載してください。

※「小規模修繕契約希望者登録申請書」の「希望業種」の「希望する修繕業種」の欄に、上記の番号と修繕業種を記載して下さい。